

通路の確保に関する合意等の取扱い

平成 19 年 10 月 1 日

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課

「建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書の許可に関する判断基準」第 3 の規定により定めた提案基準 3 ～ 8 における「土地所有者による合意等」の確認方法について下記のとおり取扱う。

記

1. 合意等を証する図書について

- 「**協定書の締結の届出**」、「**協定書**」及び「**協定区域図**」を提出してください。
- なお、様式について、原則として「**協定書の締結の届出**」は（様式 1）、「**協定書**」（様式 2）・（様式 3）・（様式 4）のいずれかを使用するものとし、「**協定区域図**」は（参考例）に従って作成して下さい。

＊ 許可申請書には以下のものを添付して下さい。

正本：届出書（原本）・協定書（写）・協定区域図（写）

副本：届出書（写）・協定書（写）協定区域図（写）

（なお、協定書（写）・協定区域図（写）は、原本照合します。）

2. 作成上の注意事項について

- 地籍図又は地籍測量図及び土地登記簿謄本等により当該通路の地番や所有権を有する者を明確にしてください。
- 当該通路部分の所有権を有する者の住所と協定書の協定者（所有権を有する者）の住所が異なる場合は、住民票等により明確にしてください。
- 届出や協定書の印は、認印でも可とします。

【協定書の締結の届出】

平成 年 月 日

協定書の締結の届出

大阪府知事 へ

代表者又は届出者の住所氏名

印

建築基準法第43条ただし書許可の適用にあたり、別添のとおり協定書を締結したので届け出ます。

○ 通路として確保することの合意のみをする場合

協定書

別添協定区域図の現況通路部分について、将来とも現況幅員の通路として確保することの協定を締結する。

この協定締結後、所有権が移転する場合、協定者（所有権を有する者）は権利の移転を受ける者に対して、この協定の内容を説明し同意を得ます。

平成 年 月 日

[illegible]

○ 通路として確保すりことの合意及び拡張整備の合意をする場合

協定書

別添協定区域図の現況通路部分について、将来とも現況幅員の通路として確保すること、又、当該通路に接した土地において建築等の行為を行う場合、別添協定区域図のとおり、現況通路を幅員 4 m 以上にするために、敷地境界線を後退して整備することの協定を締結する。

この協定締結後、所有権が移転する場合、協定者（所有権を有する者）は権利の移転を受ける者に対して、この協定の内容を説明し同意を得ます。

平成 年 月 日

[illegible]

○ 通路の拡幅整備の合意のみをする場合

協定書

別添協定区域図の当該通路に接した土地において建築等の行為を行う場合、別添協定区域図のとおり、現況通路を幅員 4 m 以上にするために、敷地境界線を後退して整備することの協定を締結する。

この協定締結後、所有権が移転する場合、協定者（所有権を有する者）は権利の移転を受ける者に対して、この協定の内容を説明し同意を得ます。

平成 年 月 日

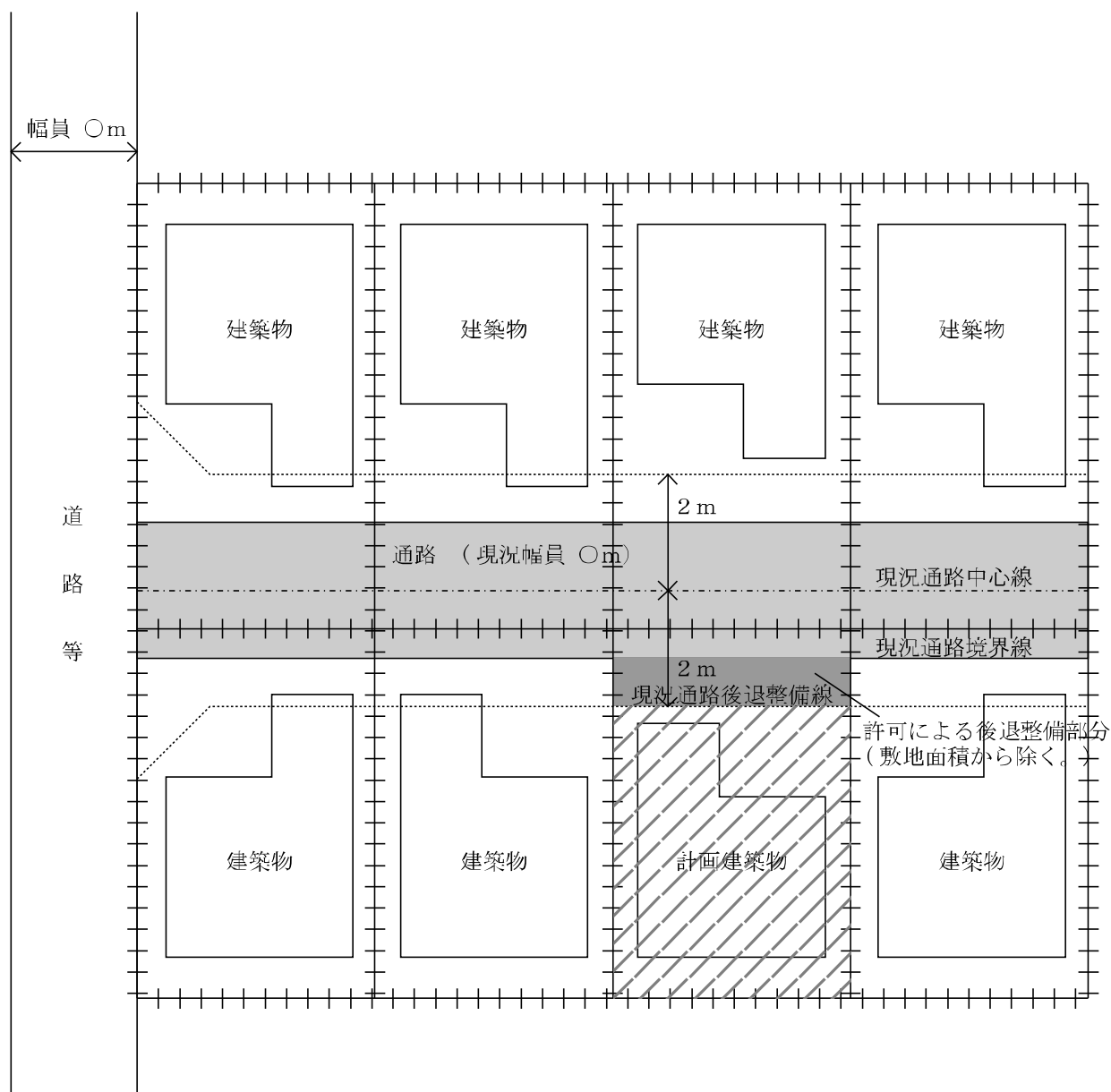
[illegible]

(参考例)

※ 協定書と協定区域図が別紙の場合は、協定書の協定者（所有権を有する者）
全員の印により、割印をして下さい。

協定区域図 1/〇〇〇

地名地番：〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号



※地番界（+++++）、地番を記入する。

※ 協定書の通路の幅員は、現況幅員とする。（ただし、提案基準に定める幅員以上であること。）